

川 公 発 第 6 2 号  
令和 4 年 2 月 1 7 日

川口市監査委員 澤野 高雄 様  
同 金井 洋 様  
同 野口 宏明 様  
同 芝崎 正太 様

川口市長 奥ノ木 信夫 印



定期監査結果（指摘）に対する措置について（通知）

令和 3 年 1 0 月 2 7 日執行の建設部定期監査結果について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により通知します。

記

指摘事項

財産管理について（公園課）

公園課の備品の管理において、川口市財産規則に則って行われていないものが散見されたので、適正な事務の執行、管理を徹底されたい。

講じた措置の内容

今回指摘された備品の管理につきましては、現地確認を実施し、財務会計システムにおいて、備品の登録及び備品シールの貼付を行いました。また、返納漏れの備品は返納手続きを行いました。今後におきましても、川口市財産規則に則り、適正な備品の管理に努めてまいります。

